



特定非営利活動法人
日本レジデンシャル・セールスプランナーズ協会

特定非営利活動法人
日本レジデンシャル・セールスプランナーズ協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本レジデンシャル・セールスプランナーズ協会と称する。(略称を、日本R.S.P協会といい、英文ではJapan Residential Sales Planners Associationとする)(以下「本協会」という。)

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を 東京都中央区 に置く。

(目的)

第3条 本協会は、広く一般市民を対象として、不動産流通業務に関わる実務者が社会的使命とコンプライアンス(法令遵守)精神を徹底し、関係知識と技術を高め、不動産取引適正化、社会的信頼性の向上を目指す。また不動産流通の発展に寄与し、併せて雇用機会の拡充を支援する活動を行い、不動産を取得しようとする消費者の保護を目指し、もって国民生活の向上と公共の利益を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 消費者の保護を図る活動

(事業の種類)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 不動産流通業務に関わる実務者の資格認定と登録・更新制度事業
- (2) 不動産流通業務に関わる実務者の研修・通信教育・スクーリング事業
- (3) 不動産流通業務に関わる雇用機会拡充の支援事業
- (4) 不動産流通業務に関わる資料の作成と提供事業
- (5) 広報紙誌などの発行により、本協会の役割、成果の広報啓蒙事業
- (6) 不動産流通業務に関わる営業支援の為の各種紹介事業
- (7) 不動産流通業務に関わる営業支援の為の各種システム・ツールの提供事業
- (8) 前各号の他、本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 本協会の会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の主旨に賛同して入会する個人
- (2) 賛助会員 本協会の主旨に賛同して入会する、不動産に関する業務及び教育、研修を必要とする法人及び個人とする

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 本協会は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上25名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち理事長を1名、副理事長を1名以上4名以内、専務理事を1名置く。

(選任など)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は本協会の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本協会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期など)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 健康上、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 本協会に、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問及びアドバイザーは、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問及びアドバイザーは、理事長及び理事会の諮問に応じ、又は理事長に対し、意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種別)

第21条 本協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権など）

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任す

ることができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権など)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第39条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 本協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 本協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 本協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 本協会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 本協会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書など決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により本協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余の財産の帰属)

第53条 本協会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、総会に於いて議決した国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 執行補助機関

(委員会)

第56条 本協会の事業を適正かつ迅速に遂行するため、理事会の補助組織として、次の委員会を置くことができる。

- (1) 資格認定委員会
- (2) 会員委員会（個人会員、企業・団体会員、学校会員）
- (3) 広報委員会
- (4) 情報委員会（法規、税制、実務事例）
- (5) 教育研修委員会
- (6) 地区委員会

(委員会の業務)

第57条 前条の各委員会は、それぞれ次の業務を行う。

- (1) 資格認定委員会は、資格認定の業務を行う
- (2) 会員委員会は、会員の募集、受付、連絡業務を行う
- (3) 広報委員会は、協会の広報活動業務を行う
- (4) 情報委員会は、法律、税制改正の告知業務を行う
- (5) 教育研修委員会は、教育研修業務を行う
- (6) 地区委員会は、地区における各委員会の支援業務を行う

(委員会の組織)

第58条 各委員会に委員長1名、副委員長及び委員若干名を置き、理事長が理事会の承認を得て、理事のうちから指名する。

(委員会の運営)

第59条 委員長は、委員会を招集し、委員会の運営にあたる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 委員会の運営に関する事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

(評議員会)

第60条 本協会に、評議員会を置くことができる。評議員会は、評議員をもって構成し、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議する。

- 2 評議員は、本協会の運営に関して意見を述べることができる。又理事会の諮問に応じ、必要な事項について審議する。
- 3 評議員会は、理事長が招集し、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(評議員)

第61条 本協会に、評議員5名以上25名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。
- 4 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 評議員が、評議員としてふさわしくない行為のあったときは、理事会の議決により解任することができる。
- 6 評議員には、その職務を遂行するために要した費用を支弁することができる。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第62条 本協会に、本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第63条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第64条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(細則)

第65条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、本協会の成立の日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、別表の通りとする。
- 3 本協会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
- 4 本協会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 本協会の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 本協会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	正会員	賛助会員
(1) 入会金	5万円	5万円

(2) 年会費 3万円 10万円(1口)以上

(別表)	役 職 名	氏 名
	理 事 長	近藤紀一
	副理事長	牛迫啓太、長尾浩章、小板橋博幸
	理 事	相馬榮作、山本末生、梅村忠生
	同	坂部典生、高尾昇、土屋克己
	監 事	宇津城晃一

